

在宅療養支援認定薬剤師要綱

第1章 総則

(認定の原則)

第1条

超高齢社会の到来により変貌する社会医療ニーズに対応するため、薬剤師としての知識・技能・態度の3項目を修得し、良質の医療を提供することを目的として、一般社団法人日本在宅薬学会（以下「本学会」という）認定薬剤師研修講座（以下「研修講座」とする）を設定する。この研修講座を受講して所定の単位を取得後、本学会が適当と認めた薬剤師を「在宅療養支援認定薬剤師」（以下「認定薬剤師」という）として認定する。

(認定の目的)

第2条

在宅、もしくは居住系施設で療養している要支援者等に薬剤師の専門性を生かしたより良質な医療・介護を提供し、社会的要請に応えるために、他の職種と情報共有を密にしながら、在宅支援チームの一員として、国民の保健・医療・福祉に貢献できる認定薬剤師を育成する。

(認定の位置づけ)

第3条

1. 認定薬剤師の資質の維持・向上のための生涯学習到達目標を提示する。
2. 認定薬剤師であることを、医療提供施設内・名刺・履歴・学会名簿などに掲示・記載できる。
3. この認定制度は本学会で認定された薬剤師の行為の範囲及び報酬について特典や限定を求めるものではない。

(認定委員会)

第4条

認定に関わる審査は本学会の認定委員会が行う。

認定委員会には研修小委員会と問題作成小委員会があり、その役割および組織・機能は、本学会委員会規定において別途定める。

第2章 認定申請要件

(認定申請資格)

在宅療養支援認定薬剤師要綱

第5条

1. 認定薬剤師を申請しようとする者は、第4章または第5章にしたいがい必要な単位数の研修を修了した者で、認定委員会が定める方法において認定委員会が認める成績を修めていること。
2. 認定薬剤師取得後、更新を申請しようとする者は、3年間にわたり継続的に研修を修了し、所定の条件を満たした者であること。

(研修単位)

第6条

1. 細則に定める研修講座を受講して認定基準を満たす研修単位を取得すること。
2. 取得できる研修単位、および認定基準を満たす研修単位数は細則に定める。

第3章 在宅療養支援認定薬剤師の研修要件

(研修単位の有効期間)

第7条

1. 研修講座を受講して取得した研修単位の有効期間は、取得してから3年間とする。
2. 認定申請において有効期間を過ぎた研修単位は申請要件を満たさないものとする。

(研修内容)

第8条

研修講座のカリキュラム作成および研修講座の指定は、認定委員会が行う。

(研修講座の形態)

第9条

研修講座の形態は細則に定める。

(研修単位・受講証明)

第10条

各研修講座の受講に対して本学会の研修単位を付与する。別に受講証明書を発行することがある。その発行費用に関しては別途定める。

第4章 新規認定要件

(認定薬剤師の新規認定要件)

第11条

在宅療養支援認定薬剤師要綱

1. 認定薬剤師を申請しようとする者は、日本国の薬剤師資格を有し3年以上の薬剤師実務経験があること。
2. 下記いずれかの資格を取得していること。
 - 1) 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師
 - 2) 日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師
 - 3) 日本医療薬学会認定薬剤師
3. 所定の研修講座受講により40単位以上の研修単位を取得していること。
4. 本学会主催の学術大会参加証の写しの提示。
5. バイタルサイン講習会受講の終了証の写しの提示。
6. 試験
認定試験に合格すること。（試験の方法等は細則に定める）
7. 合否判定

申請書類および試験結果を認定委員会で審査し合否を判定する。

8. 申請手続き
申請手続きの方法については細則に定める。

第5章 認定更新の要件

（認定薬剤師の更新間隔）

第12条

在宅療養支援認定薬剤師は3年ごとに更新する。

（認定薬剤師の認定更新要件）

第13条

1. 下記いずれかの資格を取得していること。
 - 1) 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師
 - 2) 日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師
 - 3) 日本医療薬学会認定薬剤師
2. 所定の研修講座受講により各年5単位以上、合計30単位以上の単位を取得していること。
3. 本学会主催の学術大会参加証の写しの提示。
4. 合否判定
申請書類を認定委員会で審査し合否を判定する。

在宅療養支援認定薬剤師要綱

5. 申請手続き

申請手続きの方法については細則に定める。

第6章 認定のためのシステム

(認定の手続き)

第14条

1. 認定の事務手続きは細則に定める。
2. 認定は、認定委員会の答申に基づき、理事会の議を経て理事長が行う。
3. 認定された者には在宅療養支援認定薬剤師証を交付する。

(認定の取り消し)

第15条

1. 認定の取り消しは、認定委員会の答申に基づき理事会の議を経て理事長が行う。
2. 取り消しの要件は細則に定める。

(認定結果の会員への還元)

第16条

1. 認定結果は本学会機関誌およびホームページに掲載し、薬剤師および会員の生涯学習の指針とする。
2. 事例報告は論文として、本学会機関誌に投稿・掲載することができる。

第7章 本要綱の改廃

(要綱の改廃)

第17条

本要綱の改廃は理事会の議を経て決定する。

付則

本要綱は平成25年4月1日より施行する。

本要綱は平成25年11月25日 理事会改正承認、平成25年11月25日より施行する。

本要綱は平成25年12月16日 理事会改正承認、平成25年12月16日より施行する。

在宅療養支援認定薬剤師要綱

本要綱は平成 26 年 2 月 17 日 理事会改正承認, 平成 26 年 2 月 17 日より施行する.

本要綱は平成 26 年 5 月 3 日 理事会改正承認, 平成 26 年 5 月 3 日より施行する.

本要綱は平成 26 年 9 月 1 日 理事会改正承認, 平成 26 年 9 月 1 日より施行する.

本要綱は平成 27 年 3 月 23 日 理事会改正承認, 平成 27 年 3 月 23 日より施行する.

本要綱は平成 29 年 7 月 30 日 理事会改正承認, 平成 29 年 7 月 30 日より施行する.